



障害者の地域生活支援等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が自ら望む生活を送ることができる社会の実現は重要。そのために障害者の地域生活への支援の充実を図りたい。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 強度行動障害者や重症心身障害者に対する通所事業所やグループホームにおける支援の充実に向けた加算制度の拡充
- 重症心身障害児者や医療的ケア児者への支援に対する医療型短期入所等における報酬上の評価の充実
- 事業所の営業時間外における支援など、利用者ニーズに対応した支援を実施する事業所に対する報酬上の評価の実施

(2) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービスの整備を計画的かつ確実に実施するための予算規模の維持
- 重症心身障害者や強度行動障害者対応の事業所整備に対するかかり増し経費に対する加算の充実

2. 提案・要望の理由

- 強度行動障害者や重症心身障害児者など重度障害者が地域で生活をしていくためには、支援員の加配等、手厚い支援体制を整えるための加算制度や、その受入事業所の整備を充実するための施設整備補助での評価が必要
- 医療的ケアが必要な方への緊急対応や保護者レスパイトのための医療型短期入所等のサービスの整備充実が必要であることから、そのための報酬の評価が必要。
- 障害者の日中活動事業所においても、利用者ニーズに応じて営業時間外に支援を行うケースがあることから、放課後等デイサービスにおける延長支援に対する報酬での評価が必要。
- 県障害福祉計画におけるサービス量整備目標の達成や地域生活支援拠点を含む事業所等の計画的な整備のためには、施設整備にかかる現在の予算規模の維持が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 障害支援区分に関係なく、パニックなどの行動障害の表出に対応するためには手厚い職員体制が必要であること等から、行動関連項目 15 点以上の強度行動障害者の支援のために職員加配をする生活介護やグループホームに対し県単独加算を実施。

あわせて重症心身障害者の支援を行うために支援員の加配を行う生活介護事業所に対して県単独加算を実施している。

生活介護・グループホームにおける行動障害者支援(加算状況)

行動関連項目点数	15点	国・県	県単独 生活介護・GH	県単独 GHのみ	 国加算対象者 県加算対象者
	10点	国			
支援区分		区分6	区分5	区分4	

- 重症心身障害児者や医療的ケア児者等の地域生活を支えるためには、医療型短期入所等による家族支援が重要であるが、超重症等の受入れを行う医療型短期入所において、現在の報酬では必要経費に満たず、事業所の負担が大きくなっている。

医療型短期入所(超重症・準超重症重心児者)
【1人1日当たり】

超重症・準超重症児者の受入れに必要な費用(約43,000円)		
赤字		
<table border="1"> <tr> <td>国基本報酬 2,686単位</td> <td>特別重度支援加算 388単位</td> </tr> </table>	国基本報酬 2,686単位	特別重度支援加算 388単位
国基本報酬 2,686単位	特別重度支援加算 388単位	

- 児童期には放課後等デイサービスにおける延長支援制度が存在する一方で、児童期を過ぎた障害者に対しては、日中サービス事業所の営業時間外の支援が無いことから、サービス利用時間が実質上短くなることにより、保護者の就労継続等の阻害要因となるケースがある。

(2) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源確保

- 民間心身障害児者施設整備費国庫補助金については、国において予算拡大をいただいているが、毎年度の数十件の要望に対しては、十分な国庫内示となっておらず未整備案件が累積しており、予算規模が維持されないと計画的な事業所整備が難しい。

【国庫補助実績】

年度等	H29 当初	H29 補正	H30 当初	H30 補正	H31 当初	R1 補正	平均
国庫補助内示率	55.6%	91.9%	93.9%	65.0%	100.0%	34.7%	73.5%
採択数/協議数	8/11	22/22	3/3	2/6	1/1	7/13	76.8%

参考：R2 年度末グループホーム整備目標に対する整備率 84.8% (H30 年度末)

- 重症心身障害者対象事業所については、車イスや機械浴槽等に対応するためのスペースの確保、強度行動障害者対象事業所については、強化ガラスや個人にあわせた環境整備等に費用がかかるが、施設整備国庫補助金に加算がないため、県単独の上乗せ補助（重症心身障害者対応等のためのかかり増し経費分）を実施。

担当：健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係 TEL 077-528-3544